



# 高齢者の医療を みんなので支える

## 75歳以上の高齢者などが対象「後期高齢者医療制度」

平成29年度の保険料の計算方法や納め方のほか、保険料の軽減や高額医療費の変更にしてお知らせします。

**問い合わせ** 国保課（市庁舎1階、保険料に関する場合は給付係）☎65・4138、北海道後期高齢者医療広域連合（☎011・290・5601）

後期高齢者医療制度は、75歳以上の人と、65歳から74歳のうち一定の障害のある人が対象の医療制度です。将来にわたり、高齢者が安心して医療を受けられるよう創設されました。

医療費の財源は、医療費の約5割を税金などで、約4割を若年者の保険料で、残りの1割を高齢者の保険料で賄っています。

保険料は、全ての加入者が等しく負担する「均等割」と、加入者の前年所得<sup>※1</sup>に応じて負担する「所得割」の合計で、加入者一人ずつ計算します。

保険料を算出する保険料率は、制度を運営する北海道後期高齢者医療広域連合が、原則2年ごとに見直します。

平成29年度の保険料は、均等割額が4万9809円、所得割額の基礎となる所得割率が10・51パーセント、保険料の限度額は57万円です。（図1）

### 保険料の計算方法

国民健康保険では世帯ごとに保険料を納めますが、後期高齢者医療制度では加入者一人ひとりが保険料を納めます。

#### ※1 「前年所得」とは

平成28年1月1日～12月31日までの1年間の収入から必要経費を差し引いた額です。給与や公的年金では、収入から給与所得控除額や公的年金等控除額を差し引いた額で、社会保険料控除、配偶者控除などを差し引く前の額です。遺族年金や障害年金などの非課税の収入は含みません。

図1 平成29年度の保険料

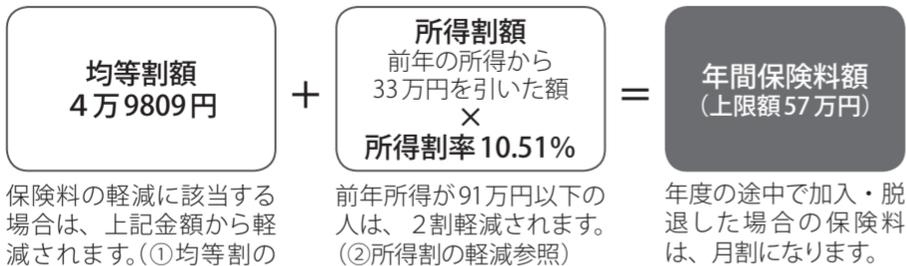


表1 均等割の軽減

軽減割合	世帯主と被保険者の前年所得の合計が次の金額以下の世帯	軽減後の均等割額
9割	33万円(被保険者全員が年金収入80万円以下で他の所得がない)	4980円
8.5割	33万円	7471円
5割	33万円+(27万円×被保険者の数)	2万4904円
2割	33万円+(49万円×被保険者の数)	3万9847円

表2 均等割軽減の拡大内容

	平成28年度	平成29年度から
5割	33万円+26万5000円×被保険者数	33万円+27万円×被保険者数
2割	33万円+48万円×被保険者数	33万円+49万円×被保険者数

図2 加入者個人の前年所得が91万円以下の人の所得割の軽減

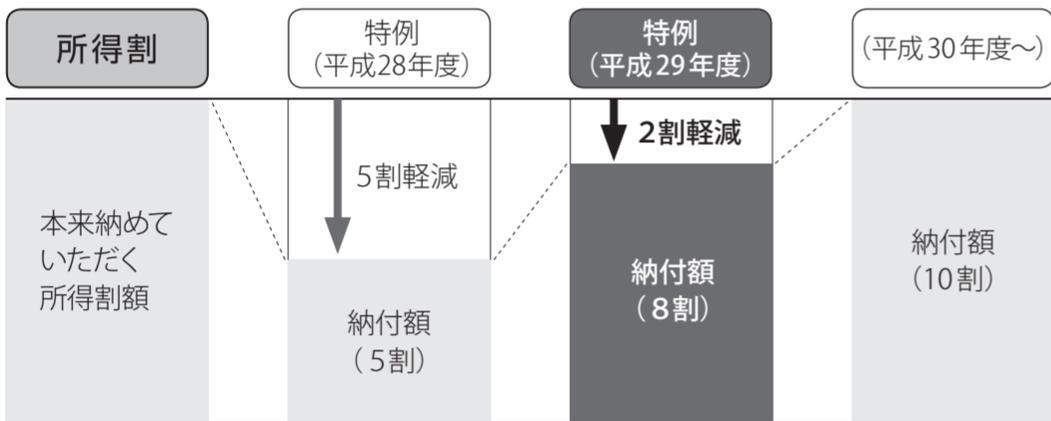
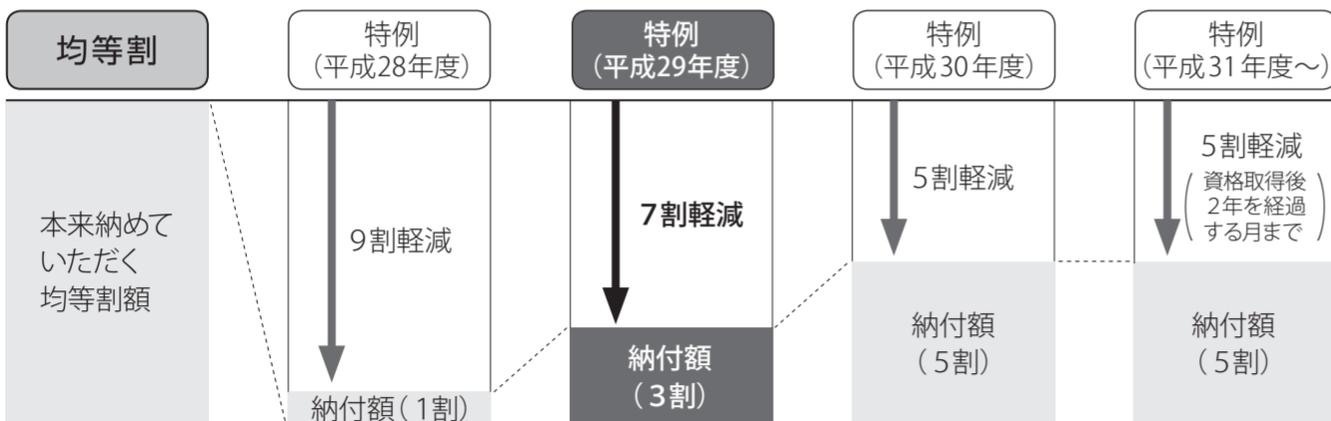


図3 被用者保険の被扶養者だった人で、特定の要件に該当する人の保険料の軽減



### 保険料の軽減

#### 所得に応じた軽減

##### ①均等割の軽減

世帯の前年所得に応じて均等割の軽減があります。(表1)

なお、平成29年度から、均等割額の5割軽減と2割軽減の範囲が拡大されました。(表2)

軽減は加入者全員と世帯主の所得で判定します。世帯主が加入者でない場合も判定の対象となります。

#### ②所得割の軽減

加入者個人の前年所得が91万円(年金収入相当額211万円)以下の人は、平成28年度までの所得

ます。保険料は制度を支える大切な財源です。保険料の納付にご理解とご協力をお願いします。

65歳以上の人の公的年金所得は、対象となる所得から15万円を限度に差し引いた額で判定します。収入がなかった人や非課税所得(遺族、障害年金など)のみで生活している人でも、軽減対象となるには、申告が必要です。

割は、特例的に5割軽減されていましたが、平成29年度は2割軽減になります。また、平成30年度からは軽減がなくなります。(図2) 被用者保険の被扶養者だった人の軽減

後期高齢者医療制度に加入する前日まで被用者保険の被扶養者だった人<sup>※2</sup>で、特定の要件<sup>※3</sup>に該当する人は、平成28年度までの均等割は、特例的に9割軽減されていましたが、平成29年度は7割軽減(4万9809円が1万4942円)になります。

また、平成30年度からは5割軽減、平成31年度からは資格取得後2年を経過する月までの間に限り、5割軽減になります。(図3)

ただし、世帯の前年所得が低い人は、均等割の軽減(9割軽減、8・5割軽減)が受けられます。

#### ※2 被用者保険の被扶養者

後期高齢者医療制度に加入する前日に、家族の会社の健康保険などで被扶養者だった人

#### ※3 特定の要件の例

単身の人であれば、年金収入が168万円を超える人など。75歳以上の夫婦2人世帯であれば、一方の年金収入が168万円を超える場合など



表3 単身世帯(世帯主)の場合

年金収入	均等割軽減	所得割軽減	平成29年度年間保険料	前年度比
80万円	9割	—	4900円	増減なし
153万円	8.5割	—	7400円	増減なし
168万円	8.5割	2割	2万円	4700円↑
195万円	5割	2割	6万200円	1700円↓
211万円	2割	2割	8万8600円	1万8300円↑
217万円	2割	—	10万7100円	9900円↓

表4 夫婦2人世帯(共に被保険者)で、妻が被用者保険の被扶養者で年金収入80万円以下の場合

夫の年金収入	区分	均等割軽減	所得割軽減	平成29年度年間保険料	前年度比
80万円	夫	9割	—	4900円	増減なし
	妻	9割	—	4900円	増減なし
153万円	夫	8.5割	—	7400円	増減なし
	妻	8.5割	—	7400円	2500円↑
168万円	夫	8.5割	2割	2万円	4700円↑
	妻	8.5割	—	7400円	2500円↑
211万円	夫	5割	2割	7万3600円	1万8300円↑
	妻	7割	—	1万4900円	1万円↑
222万円	夫	5割	—	9万7400円	1万4900円↓
	妻	7割	—	1万4900円	1万円↑
266万円	夫	2割	—	15万8600円	9900円↓
	妻	7割	—	1万4900円	1万円↑

表5 1カ月の自己負担限度額

○現行

適用区分※5	自己負担限度額(月ごと)	
	外来(個人単位)	入院+外来(世帯単位)
現役並み所得者	4万4400円	8万100円+(総医療費-26万7000円)×1% <多数回4万4400円>※4
一般	1万2000円	4万4400円
区分Ⅱ	8000円	2万4600円
区分Ⅰ		1万5000円

○平成29年8月以降

適用区分※5	自己負担限度額(月ごと)	
	外来(個人単位)	入院+外来(世帯単位)
現役並み所得者	5万7600円	8万100円+(総医療費-26万7000円)×1% <多数回4万4400円>※4
一般	1万4000円 (年間14万4000円上限) 対象となる医療費は、 8月~翌年7月診療分	5万7600円 <多数回4万4400円>※4
区分Ⅱ	8000円	2万4600円
区分Ⅰ		1万5000円

額が一部変更になります。(表5) 「現役並み所得者」と「一般」区分の外来(個人単位)の自己負担限度額が引き上げられるほか、「一般」区分の入院+外来(世帯単位)で「多数回」該当※4の限度額4万4400円、外来(個人単位)で年間上限額14万4000円が新たに設けられます。

また、療養病床入院時生活療養費のうち、居住費が平成29年10月に改正されます(指定難病医療受給者および老齢福祉年金受給者を除く)。医療区分Ⅰ(厚生労働省の定める一定の基準を満たす者を除く)の居住費が1日当たり3200円から3700円に、医療区分Ⅱ・Ⅲの居住費が1日当たり0円から2000円に変更されます。

※4 「多数回」該当  
同一世帯で、高額療養費の支給が12カ月以内に4回以上になったときの4回目以降の自己負担限度額

※5 適用区分(表5)  
▽現役並み所得者:住民税課税所得が145万円以上の人と、その同一世帯の後期高齢者医療制度加入者(ただし、生年月日が昭和20年1月2日以降の被保険者および同一世帯にいる被保険者の各所得からそれぞれ33万円を引いた金額の合計額が210万円以下の人は除く)

▽一般:住民税課税世帯で現役並み所得者以外の人  
▽区分Ⅱ:世帯全員が住民税非課税で「区分Ⅰ」に該当しない人  
▽区分Ⅰ:世帯全員が住民税非課税で所得が0円の世帯の人(公的年金収入のみの場合、受給額が80万円以下および老齢福祉年金受給者)

**保険料額の例**

表3・表4は、年金収入だけの場合の、年間保険料の目安です。

**保険料の納め方は2通り**

◆特別徴収(年金からの天引き)  
年6回の年金受給時に保険料があらかじめ差し引かれます。

◆普通徴収(口座振替または納付書)  
平成29年度保険料額(4月~翌年3月の12カ月分)を7月~翌年3月の9回に分けて口座振替または納付書で納めます。

対象者  
・年金受給額が年額18万円未満の人  
・年金受給額が年額18万円以上の高年齢者医療保険料の1期分の特別徴収額が、1回分の年金受給額の2分の1を超える場合は除く)

3月の9回に分けて口座振替または納付書で納めます。

対象者  
・年金受給額が年額18万円未満の人  
・納付方法を特別徴収(年金からの天引き)から口座振替へ変更する手続きをした人

**納め方**  
口座振替で納める場合、振替日は7月(第1期)から翌年3月(第9期)までの各月の末日です。末日が休日、土・日曜日の場合は金融機関の翌営業日が振替日となります。

なお、平成28・29年度の途中で75歳になった人や、帯広市に転入してきた人、保険料の軽減などで一度特別徴収が停止になった人などは、年度の途中で特別徴収に変更になる場合があります。

**納め方の変更**

◆特別徴収から普通徴収(口座振替)へ  
特別徴収で保険料を納めている人でも、口座振替に変更することができます。

希望する人は、「口座振替依頼書」と「納付方法選択申出書」の提出が必要です。国保課保険料係へ申し込みください。

**手続きに必要なもの**

- ① 保険証
- ② 通帳など口座番号が分かるもの
- ③ 口座の届け出印

手続きは随時受け付けていますが、年金からの天引きを停止するには2~4カ月程度かかるので、早めに手続きをしてください。

ただし、口座振替に変更した後、保険料の未納が発生した場合は、

年金からの天引きに変更となることがあります。

**7月に保険証を更新します**

平成29年度の保険証を、7月下旬に郵送します。新しい保険証(黄色)が届いたら、今までお使いの保険証(水色)は破棄してください。また、医療機関での自己負担割合や自己負担限度額などの詳細は、保険証に同封されるチラシをご覧ください。

**高額療養費、療養病床入院時生活療養費が一部変更**

高額療養費制度は、1カ月(月の初日から末日まで)の医療費(保険診療分)が自己負担限度額を超えた場合、その超えた額を支給する制度です。8月から自己負担限度額が一部変更になります。(表5)

額が一部変更になります。(表5) 「現役並み所得者」と「一般」区分の外来(個人単位)の自己負担限度額が引き上げられるほか、「一般」区分の入院+外来(世帯単位)で「多数回」該当※4の限度額4万4400円、外来(個人単位)で年間上限額14万4000円が新たに設けられます。

また、療養病床入院時生活療養費のうち、居住費が平成29年10月に改正されます(指定難病医療受給者および老齢福祉年金受給者を除く)。医療区分Ⅰ(厚生労働省の定める一定の基準を満たす者を除く)の居住費が1日当たり3200円から3700円に、医療区分Ⅱ・Ⅲの居住費が1日当たり0円から2000円に変更されます。

※4 「多数回」該当  
同一世帯で、高額療養費の支給が12カ月以内に4回以上になったときの4回目以降の自己負担限度額

※5 適用区分(表5)  
▽現役並み所得者:住民税課税所得が145万円以上の人と、その同一世帯の後期高齢者医療制度加入者(ただし、生年月日が昭和20年1月2日以降の被保険者および同一世帯にいる被保険者の各所得からそれぞれ33万円を引いた金額の合計額が210万円以下の人は除く)

▽一般:住民税課税世帯で現役並み所得者以外の人  
▽区分Ⅱ:世帯全員が住民税非課税で「区分Ⅰ」に該当しない人  
▽区分Ⅰ:世帯全員が住民税非課税で所得が0円の世帯の人(公的年金収入のみの場合、受給額が80万円以下および老齢福祉年金受給者)

**全ての加入者へ 医療費通知を送付します**

受診した医療機関名と医療費が記載された医療費通知を、受診状況の再確認と健康管理の重要性をより強く認識してもらうため、受診した全ての加入者へ、年2回、9月と3月に送付します。

**後期高齢者健診・歯科ドック(年一回無料)を受診しよう**

5月上旬に、生活習慣病の予防や早期発見を目的とした、健診の無料受診券をオレンジ色の封筒で送付しています。実施病院やコミセンなどで受診できます。また、歯科ドックは市内の十勝歯科医師会会員の歯科医院で受診できます。詳細は、受診券に同封されている「お知らせ」をご覧ください。

**ジェネリック医薬品を活用してみませんか?**

ジェネリック医薬品は、新薬と同等の効果・効能・安全性が期待できるもので、厚生労働省の承認を得て製造・販売されています。また、新薬と比べて安い価格で購入でき、医療費の削減につながります。

ジェネリック医薬品の処方希望する人は、医師や薬剤師にその旨を伝えるか、医療機関や調剤薬局の窓口で「希望カード」を提示すると処方されます。「希望カード」が必要な人は、国保課給付係へ問い合わせください。

※全ての薬にジェネリック医薬品があるとは限らず、医師の判断でジェネリック医薬品に変更できない場合もあります。